

「道の駅」広告事業募集要項

1 施設の概要

(1) みろく

所 在 さぬき市大川町富田中
施設の概要 駐車場、トイレ、電話、レストラン、物産館
利用時間 8時～17時(駐車場、トイレ、電話は24時間)
年間利用者数 約57千人

(2) ながお

所 在 さぬき市前山
施設の概要 駐車場、トイレ、電話、物産館
利用時間 9時～16時(駐車場、トイレ、電話は24時間)
年間利用者数 約64千人

(3) 大坂城残石記念公園

所 在 土庄町小海甲
施設の概要 駐車場、トイレ、電話、残石博物館
利用時間 9時～17時(駐車場、トイレ、電話は24時間)
年間利用者数 約19千人

(4) しおのえ

所 在 高松市塩江町安原上東
施設の概要 駐車場、トイレ、電話、観光物産センター
※期間中に一部施設の改修が予定されていますが、掲出位置に影響はありません。
利用時間 8時～18時(駐車場、トイレ、電話は24時間)
年間利用者数 約110千人

(5) 香南楽湯

所 在 高松市香南町横井
施設の概要 駐車場、トイレ、電話、温泉、レストラン、喫茶、売店
※施設前面道路において、県工事が実施されており、交通規制が実施されている。
利用時間 9時～19時(駐車場、トイレ、電話は24時間)
年間利用者数 約158千人

(6) ことなみ

所 在 まんのう町川東
施設の概要 駐車場、トイレ、電話、温泉、レストラン、売店
利用時間 8時～20時(駐車場、トイレ、電話は24時間)
年間利用者数 約174千人

(7) たからだの里さいた

所 在 三豊市財田町財田上
施設の概要 駐車場、トイレ、電話、物産館
利用時間 8時～18時(駐車場、トイレ、電話は24時間)
年間利用者数 約323千人

7施設 年間利用者数合計 約905千人

2 募集の内容等

(1) 募集

7箇所の「道の駅」のいずれかにおいて広告を掲出する広告代理店
各「道の駅」ごとに1社ずつ(複数施設への応募は可)

(2) 広告を表示できる期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

(3) 掲出可能な広告等

「道の駅」のトイレ等の外壁面への広告の掲出(別添仕様書のとおり)

【募集の条件】

(1)広告掲出場所の特定

- 広告の掲出ができる場所、広告の規格、数量等は、仕様書のとおりとする。
- 応募に当たっては、広告掲示のために使用しようとする位置及び面積を明らかにする図面を添付すること。

(2)占用料及び広告料の見積金額

- 広告掲出に当たっては、道路法第32条に基づく道路占用許可を受け、道路占用料(使用しようとする場所ごとに、表示面積(1m²未満切上げ)1m²当たり、市所在施設は年額4,400円、町所在施設は年額1,100円を乗じたもの)を支払う必要がある。したがって、見積額はこの道路占用料額を超えるものでなければならない。
- 見積金額は、道路占用料と広告料の合計額とすること。

(3)広告の掲出等

①広告掲出に当たっては、県と広告事業に係る契約を締結しなければならない。
(別添契約書案を参照)

②広告の掲出は、原則として1ヶ月単位とし、複数月の掲出を妨げない。この場合において、広告掲出開始日は広告を掲出する月の初日とし、広告掲出終了日は広告を掲出する月の最終日とする。

③壁面へ掲出する広告は、安全が確保される方法で壁面に固定すること。なお、応募に当たっては、広告の壁面への固定方法を明らかにする資料を添付すること。(広告枠を設置しようとする場合には、当該広告枠の仕様を示す図面を添付のこと。)

④「みろく、ながお、大坂城残石記念公園、ことなみ又はたからだの里さいた」に広告を掲出するに当たっては、香川県屋外広告物条例(昭和40年7月20日香川県条例第18号)第26条の規定による屋外広告業の登録を受けなければならない(既に登録を受けている場合は、再度の登録をする必要はない)。

また、「みろく」に広告を掲出しようとする際(広告を変更する場合を含む)に香川県屋外広告物条例第6条の規定に基づく許可を受けなければならない。

⑤「しおのえ又は香南楽湯」に広告を掲出するに当たっては、高松市屋外広告物条例(平成10年12月18日高松市条例第50号)第23条の規定による屋外広告業の登録を受けなければならない(既に登録を受けている場合は、再度の登録をする必要はない)。

また、「しおのえ又は香南楽湯」に広告を掲出しようとする際(広告を変更する場合を含む)に高松市屋外広告物条例第5条の規定に基づく許可を受けなければならない。

⑥掲出する広告の募集は、応募者が行う。

⑦広告の掲出及び取り外し及び掲出中の広告の維持管理は、応募者の責任において行うものとし、これに必要な経費は応募者の負担とする。

⑧広告の掲出期間終了時には原形復旧を行うこと。ただし、県と協議のうえ承認を得た場合はこの限りでない。

⑨広告は、その内容等について掲出前に県の審査を受けなければ掲示することができない。また、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。なお、応募に当たっては、予定される広告物の内容及び掲示計画を明らかにする資料を添付すること。

⑩掲出した広告は、その内容等を変更することができる。この場合において、変更しようとする広告は、その内容等について変更前に県の審査を受けなければ変更することができない。また、県から内容の修正などの指示を受けた場合には、これに従わなければならない。

⑪令和8年4月からの広告掲出を行うためには、県との広告事業に係る契約締結に先立ち、令和8年3年2日(月)までに広告原稿を提出し、その後、県の審査を受け、承認を受けなければならない。

⑫上記のほか、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準、道の駅広告事業実施要領等に従うこと。

3 応募資格

- 広告代理業務について、3年以上の営業実績を有する者であること。
(法人にあっては、当該業務を法人の目的としていることが商業登記事項証明書により確認できること。)
- 香川県が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の契約（建設工事及び建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等に係るものと除く。）の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者として、令和9年12月31日まで有効の競争入札参加資格者名簿（以下「香川県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿」という。）に登載された者であること。
- 香川県内に事業所を有する者であること。
- 香川県の県税、法人税（個人にあっては、所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 法人にあっては、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- 法人にあっては、会社法（平成17年法律第86号）により会社の解散を命ぜられていないこと。
- 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- 道路法の違反（突出看板による道路の不法占用など）をしていない者であること。
また、道路占用料を滞納していない者であること。

4 現地説明会

特に実施しない。現地確認を希望する場合には、道の駅の管理や利用に支障のないよう配慮のうえ、各自で確認してかまわない。

5 応募手続

(1) 募集要項等の配布期間及び配布場所

配布期間：令和8年1月28日（水）から2月17日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時ま

で

配布場所：高松市番町四丁目1番10号 香川県庁本館15階 香川県土木部道路課

※ なお、募集要項等は県ホームページからも入手できる。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/yosan/koukoku/>)

(2) 申込書等の提出期間及び提出場所

提出期間：令和8年1月28日（水）から2月17日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

提出場所：高松市番町四丁目1番10号 香川県庁本館15階 香川県土木部道路課

提出物：① 申込書（別添様式1）

② 見積書（別添様式2）

③ 広告掲示に使用する箇所の位置及び面積を明らかにする図面（任意様式）

④ 予定される広告物の内容及び掲示計画書（別添様式3）

⑤ 広告の壁面への固定方法等を明らかにする書類（任意様式）

⑥ 過去3年以内に広告代理業務を行ったことを証する書類（契約書写等）

⑦ 過去3か月以内の商業登記事項証明書（応募者が法人の場合）（現在事項証明書）

⑧ 住民票抄本（応募者が個人の場合）

⑨ 納税証明書（下記のA及びB）

A 香川県税（すべての税目）に滞納のない旨の証明書

（香川県指定様式）

（県税事務所又は県民センターにおいて発行）…香川県税

※ 県税の納税証明書交付請求書は香川県のホームページの「香川県県税のページ」からダウンロードできます。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/shinsei.html>)

※ 県税の納税証明書の発行を請求するには、法人の場合は代表者印、個人の方は事業主の印鑑が必要になります。また、受領に当たり、窓口に来られる方の印が必要です。

なお、納税証明書の交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。

B 法人税（応募者が個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書（法人の場合は納税証明書「その3の3」、個人の場合は納税証明書「その3の2」）

（本社・本店の所在地を管轄する税務署において発行）…国税

※ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書交付請求書は国税庁のホームページからダウンロードできます。

(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/01-1_2.pdf)

※ 消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書は、免税業者も発行されます。

⑩ その他参考となる書類（会社概要など）

(注) 香川県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿中、営業種目「34 企画・広告・イベント」又は「38 代理業」に広告代理業務を主たる業務として登録されている者は、上記のうち⑥、⑦及び⑧の書類を省略することができる。

提出方法：持参（郵送及び電送によるものは受け付けない。）

6 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- 参加する資格のない者が応募したとき
- 所定の日時及び場所に応募図書を提出しないとき
- 「道の駅」1箇所に対して2以上の応募をしたとき
- 自己のほか、他人の代理人を兼ねて応募したとき
- 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字が誤脱し、又は認識しがたい見積書を提出したとき
- 金額を訂正した見積書を提出したとき
- 正常な応募の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が応募したとき
- その他、県が指示した事項及び応募に関する条件に違反したとき

7 広告取扱業者の決定

(1) 選定方法

広告の壁面固定方法、広告内容等が適当であると認められる応募をした者のうち、道の駅ごとに、道路占用料と広告料を合計した見積金額が最も高額である者を、当該道の駅の広告取扱予定業者に選定する。なお、上記見積金額が最も高額である者が複数ある場合には、抽選により選定する。

(2) 結果の発表

応募者に対し文書で通知する。また、決定した広告取扱業者の所在及び名称（広告取扱業者が個人の場合は住所及び氏名）並びに連絡先については、県ホームページ等において公表する。

(3) 広告取扱業者の取扱い

広告取扱業者は、県が指定する日までに、道路占用許可申請を行い、当該申請に係る許可を受け、かつ、県と広告事業に関する契約を締結しなければ、その資格を失う。

8 契約書について

(1) 契約書作成の要否・・・要する。

(2) 電子契約の可否・・・可とする。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用する。利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

※電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を広告取扱業者選定後に電子メールにより提出すること（同確認書の様式は選定後に送付する。）。

※電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となる。

※なお、従来通りの紙契約を希望する場合は、その旨申し出ること。

(3) 本応募に要する費用は、応募者の負担とする。

9 その他

(1) 応募者は、この募集要項、仕様書、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準、道の駅広告事業実施要領、契約書(案)等を熟読のうえ、応募すること。

(2) 応募者は、広告取扱業者の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(3) 本応募に要する費用は、応募者の負担とする。

(4) 提出された書類等は返却しない。

10 問合せ先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県土木部道路課 総務・管理グループ 高嶋

- 電話 087-832-3531 (直通)
- F A X 087-806-0219
- 電子メールアドレス hz4161@pref.kagawa.lg.jp

○広告事業の対象とする【道の駅】所在図

※香川県土木部道路課のホームページ

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/douro/torikumi/sanukiroadnavi/mitinoeki.html>)
の「四国の『道の駅』（四国の道の駅公式ポータルサイトへリンク）」をご覧ください。